

お知らせ

市税等休日・夜間納付相談窓口を開設

休日窓口 4月24日(土) 午前9時～午後4時

夜間窓口 4月28日(水) 30日(金) 午後5時～8時

税金：納税課(田無庁舎4階、保谷庁舎1階)

国民健康保険料(税)：(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

納税課(田無内線1355、保谷内線2125)、保険年金課(田無内線1481、保谷内線2135)

田無柳沢児童センター 改修工事

田無柳沢児童センターでは、子育て支援施策の充実を図るための施設改修として、改修工事を予定しています。

工事期間中は、児童センター1での事業が中止となり、皆さんにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工期予定 5月～8月
工事箇所 1階部分
詳しくは、お問い合わせください。

軽自動車税納税 通知書の発送

平成16年度の軽自動車税納税通知書は、5月10日(月)に発送予定です。軽自動車税

教育委員会の開催日程

とき・ところ 4月27日 (火)午後2時30分・防災センター 講座室

議題 行政報告
傍聴人数 10人
教育庶務課(保谷内線2611)

は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡された場合でも旧所有者に請求されますので、ご注意ください。

事業認定申請書、添付書類の写しの縦覧

土地収用法第24条第2項の規定により、都道保谷秋津線道路整備工事(下保谷五丁目地内)事業の認定申請書およびその添付書類の写しの縦覧を保谷庁舎5階都市計画課で行います。

縦覧期間

縦覧期間 4月15日(木)～30日(金)
意見書の提出 事業認定に利害関係を有する方は、縦覧期間内に東京都知事に意見書を提出することができます。

審議会等開催情報

社会教育委員の会議(社会教育課・内線2711)：4月20日(火)午後2時・保谷庁舎会議室・社会教育関係団体補助金について・傍聴10人
介護保険運営協議会(介護保険課・内線2321)：4月22日(木)午後1時・防災センター講座室・平成16年度予算の概要
児童課(田無内線1541)、田無柳沢児童センター(田無64・3844)

国民健康保険

国民健康保険証の保管にご注意を

国民健康保険証を偽造して身分証明書代わりに使用して、携帯電話会社と契約を結ぶ事件が発生しています。保険証の保管については、十分注意してください。

保健施設の割引券を配布

ご家族お友だちと、リフレッシュや親睦にご利用ください。なお、両施設とも、月曜日(祝日の場合は翌日)は休館となります。

対象 国民健康保険に加入している方
利用期間 4月1日～平成17年3月31日、年末年始については、直接施設にご確認ください。

利用施設
檜原温泉センター「数馬の湯」(田無042・598・6789)
営業時間等
午前10時～午後10時(12月～3月は午後7時まで)



割引料金(3時間) 大人800円、400円、子人400円、200円
奥多摩温泉「もえぎの湯」(田無0428・82・7770)
営業時間等 午前9時30分～午後9時30分(12月～2月は午後7時まで)受け付けは1時間前です
割引料金(2時間) 大人



ゴールデンウィークのゴミ・資源物の収集日程

ごみ・資源物は、午前8時30分までに収集所に出してください。祝日は、「可燃ごみ」のみの収集となります。お間違えのないよう、気をつけてください。

ごみ減量推進課(保谷内線2221～2223)

	4/25 (日)	26(月)～ 28(水)	29 (祝)	30 (金)	5/1(土)・ 2(日)	3 (祝)	4 (祝)	5 (祝)	6(木)・ 7(金)	8 (土)
東町、泉町、住吉町、ひばりが丘、下保谷	通常どおり	通常どおり	可燃ごみ	通常どおり	休	可燃ごみ	休	休	通常どおり	休
南町、向台町、芝久保町、新町	休	通常どおり	可燃ごみ	通常どおり	休	休	可燃ごみ	休	通常どおり	休
田無町、西原町、緑町、谷戸町、北原町、ひばりが丘	休	通常どおり	休	通常どおり	休	休	可燃ごみ	休	通常どおり	休
柳沢、東伏見、保谷町、富士町、中	休	通常どおり	休	通常どおり	休	休	可燃ごみ	休	通常どおり	休

健康づくり推進プラン

「西東京発！私から広げる健康づくり」西東京市健康づくり推進プラン」とは

すべての年齢層を対象とする総合的な健康づくり計画
この健康づくり推進プランは母子保健と成人保健の双方の内容を含み、乳幼児期から高齢期までのすべての市民を対象とした健康づくりに関する総合的な計画となっています。

市民・市民団体等と市がともに取り進む計画
健康は市民自らが守り、増進することが基本となります。このため、本プランでは、市民自らが主体的に健康の維持・増進に取り組む、市がその取り組みを支援する、というそれぞれの役割を踏まえた内容となっています。つまり、市が行う事業のみを位置付けた従来型の計画ではなく、西東京市を「すべての市民が、乳幼児期から高齢期までの一生を通じて健やかで心豊かに生活できる活力ある都市(まち)」としていくことを目指し、市民、市民の健康に関わる関係者(医療機関など)、そして市が、ともに健康づくりに取り組む計画となっている点に特徴があります。

市民が主体的に健康づくりを取り進むべき内容は「市民の行動目標(第5章)として、市民を支えるために市が取り組むべき内容は「行政の施策目標(第6章)としてそれぞれ目標設定しました。

達成度を評価して進行管理を設定した目標毎に、達成状況を把握・評価するための具体的な評価指標をあわせて設定

心身の疾患・ストレスの減少

市民の行動目標(第5章)生活習慣の改善の観点から、市民が主体的に取り組むべき事項です。生活場面ごとに、7つの柱に分けて目標を定めました。

概要版では、市民の皆さんの日々の健康管理、健康づくりの参考となるような指標を、未就学期/学童・思春期/成人(成壮年)期/成人(中高年)期/高齢期という世代別に整理しています。

総合目標(第3章)
計画全体を通して目指していく総合目標として次の3つを設定しました。これらの達成を通じて西東京市民の「生活の質の向上」を目指します。

市民が健康で自立して生活できる期間を延ばすこと(健康寿命の延伸)
自分が健康であると感じられる市民を増やすこと(主観的健康感の向上)
健康な家族の形成を支援すること

成果目標(第4章)
市民や行政の取り組みによって実現することを目指す、具体的な成果の到達点です。生活習慣病等の疾患の予防や介護予防、リスク(危険因子)の減少の観点から、7つの柱に分けて、目標を設定しました。

循環器疾患の減少
糖尿病の減少
がんの減少
適正な体重の維持
歯科疾患の減少・歯の喪失の抑制
骨折・転倒の減少

介護予防・自立支援の促進
子どものゆたかな成長のための教育相談の充実と親支援
子どもの成長に応じた健診
助言の充実
自主活動・社会参加の促進
健康の維持・増進のための環境づくり
健康推進課(保谷内線2361)